

かすみがうら市の

定住者向け補助金

定住サポート

- ・令和3年4月1日以降の工事請負契約(当初契約)により新築や建て替えをする住宅に対する補助金制度を創設
- ・契約日に当市に住民登録のある方が対象です

住みいるマイホーム応援補助金

▶市内の賃貸住宅にお住まいの方や、親と同居されている市民などを対象に、マイホームの新築や建て替えをする際の費用の一部(最大60万円)を補助します。

対象者	工事請負契約の締結日から継続してかすみがうら市に住所を有している者
	年齢が18歳以上55歳未満である者
	建築基準法の検査済証に記載された建築主と同一の者
	市内に住宅を複数所有していない者
	世帯全員が市税の滞納がないこと など
対象住宅	ご自身が居住する一戸建ての住宅の新築又は改築(床面積70㎡以上)
	工事請負契約の締結日が令和3年4月1日以降であること(変更契約を除く)
	新築(改築)の住宅の登記日から1年以内であること
補助額	補助基本額・・・20万円
	長期優良住宅・・・補助基本額+20万円
	居住誘導区域・・・補助基本額+20万円

最大60万円

※個々の補助対象の有無や手続きなど詳細な内容については、市ホームページをご覧ください。

◆定住サポートに関する問い合わせ◆

かすみがうら市役所 都市整備課 開発指導室
かすみがうら市大和田 562
0299-59-2111・029-897-1111
toshika@city.kasumigaura.lg.jp



かすみがうら市 都市整備課